

令和3年1月8日

一般財団法人埼玉県河川公社

新型コロナウイルス感染拡大防止に対するマリーナの対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止については、昨年春以降マリーナとして継続して対応してきましたが、このたびの1都3県に対して日本政府による新型コロナウイルスに関する『緊急事態宣言』が再び発令されたのを受け、大場川マリーナ、芝川マリーナにおける対応について、あらためて下記のとおりご案内いたします。

対応内容：

- (1) 屋外における施設利用であるため、引き続きご利用いただけます。
- (2) 発熱等の症状のある方はご利用をご遠慮ください。
- (3) 出航される場合は、3密を避けるため多人数でのご乗船は控え、各自感染防止対策をお願いします。また、出航届を必ず提出願います。
- (4) 事務所は換気と消毒を行い、利用者の方はマスク着用、手洗い、施設に配置の消毒液のご利用をお願いします。
- (5) ボートヤードは、利用者の方はマスク着用、手洗い、施設に配置の消毒液のご利用をお願いします。
- (6) ボート免許講習会は引き続き人数を制限して開催します。
- (7) マリーナスタッフはマスク着用で業務対応します。

対応期間：

「緊急事態宣言」の発出中はもとより、解除以降も当分の間、上記対応を継続いたします。

マリーナの営業は当面継続してまいります。マリーナ施設のご利用の皆様、マリーナスタッフの感染防止のため、今後の状況の変化により、マリーナ利用の制限等の対応となることがありますことをご了承願います。

最新情報、詳細は、各マリーナへお問い合わせ願います。

皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。